

- 《里兆法律资讯》由里兆律师事务所编制（请以中文内容为准，日本語译文仅供参考），未经书面许可，不得转载、摘编等；
 - 关于《里兆法律资讯》的订阅与反馈说明、版权声明及免责声明，以及里兆律师事务所的联系方式等内容，详见里兆律师事务所网站的[订阅规则](#)；
 - 如果您想阅读《里兆法律资讯》的以往内容，请访问里兆律师事务所网站中的[“里兆法律资讯”](#)栏目；
 - 如果您有任何意见与建议或者您没有收到或希望不再收到《里兆法律资讯》，请与我们联系。
- 「里兆法律情報」は里兆法律事務所が作成したものであり(中国語の内容が原文であり、日本語訳は参考用とします)、書面での許可なしに、転載、編集等してはなりません。
 - 「里兆法律情報」の購読とフィードバックの説明、著作権声明及び免責声明、里兆法律事務所の連絡方法等の内容は、里兆法律事務所ウェブサイトの[受信にあたってのお願い](#)をご覧ください。
 - 「里兆法律情報」のこれまでの内容をご覧になりたい場合は、里兆法律事務所ウェブサイトの「[里兆法律情報](#)」の欄をご覧ください。
 - ご意見やご提案等ございましたら、或いは「里兆法律情報」を受信できていない又は受信をご希望されない場合には、私共にご[連絡](#)ください。

[illegible]

- 「刑事訴訟法改正案(草案)」がパブリックコメントを募集する..... 4
- 「商標法(改正草案)」がパブリックコメントを募集する..... 5
- 「第十二期五ヶ年計画」期間中に中国は危険廃棄物汚染の処理管理を強化する..... 6
- 上海市は危険化学品安全監督管理會議が開催された(上海)..... 6
- 価格違法行為についての簡潔な分析..... 7

一、相关新法令、新政策

● 关于评估经营者集中竞争影响的暂行规定

- 【发布单位】商务部
【发布文号】商务部公告 2011 年第 55 号
【发布日期】2011-08-29
【实施日期】2011-09-05
【出台背景】为规范经营者集中反垄断审查工作，评估经营者集中的竞争影响，指导经营者做好经营者集中申报工作，商务部制定了该暂行规定。
【内容提要】根据该暂行规定，审查经营者集中，根据个案具体情况和特点，综合考虑下列因素：

1	参与集中的经营者在相关市场的市场份额及其对市场的控制力；
2	相关市场的市场集中度；
3	经营者集中对市场进入、技术进步的影响；
4	经营者集中对消费者和其他相关经营者的影响；
5	经营者集中对国民经济发展的影响；
6	应当考虑的影响市场竞争的其他因素。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.gov.cn/zwqk/2011-09/02/content_1939083.htm

● 关于扩大跨境贸易人民币结算地区的通知

- 【发布单位】中国人民银行等六部门
【发布日期】2011-08-23
【内容提要】根据该通知：
- 跨境贸易人民币结算地区增加河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、贵州、陕西、甘肃、宁夏、青海，地区范围扩大至全国。
 - 吉林、黑龙江、西藏、新疆的试点企业可与境外国家和地区（原为“毗邻国家”）的企业开展出口货物贸易人民币结算业务。

【法令全文】请点击以下网址查看：
http://www.pbc.gov.cn/publish/huobizhengceersi/3131/2011/20110824095546412658601/20110824095546412658601_.html

一、関連する新法令、新政策

● 事業者集中の競争に与える影響の評価に関する暫定規定

- 【発布機関】商務部
【発布番号】商務部公告 2011 年第 55 号
【発布日】2011-08-29
【施行日】2011-09-05
【発布背景】事業者集中の独占禁止審査業務を規範化し、事業者集中が競争に与える影響を評価し、事業者が事業者集中の申告作業を行うよう指導するために、商務部は本暫定規定を制定した。
【概要】本暫定規定によると、事業者集中を審査するにあたっては、個別事案の具体的な状況及び特徴に基づき、次に掲げる要素を総合的に勘案する。

1	集中に参加する事業者の関係する市場における市場シェア及びその市場に対する支配力
2	関係する市場の市場集中度
3	事業者集中が市場参入、技術進歩に与える影響
4	事業者集中が消費者及びその他関係する事業者に与える影響
5	事業者集中が国民経済の発展にもたらす影響
6	考慮すべき、市場競争に影響を与えるその他要素

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.gov.cn/zwqk/2011-09/02/content_1939083.htm

● クロスボーダー貿易人民元決済地域を拡大することについての通知

- 【発布機関】中国人民銀行等六部門
【発布日】2011-08-23
【概要】本通知によると以下の通りである。
- クロスボーダー貿易人民元決済地域に、河北、山西、安徽、江西、河南、湖南、貴州、陝西、甘肅、寧夏、青海が追加され、地域範囲が全国に拡大された。
 - 吉林、黒龍江、西藏、新疆の試行企業は、海外の国及び地域（従来は「隣接国」）の企業と輸出貨物貿易人民元決済業務を行うことができる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。
http://www.pbc.gov.cn/publish/huobizhengceersi/3131/2011/20110824095546412658601/20110824095546412658601_.html

● 关于联网应用中国电子口岸出口退税数据的通告

【发布单位】国家税务总局

【发布文号】国家税务总局通告 2011 年第 1 号

【发布日期】2011-08-04

【内容提要】根据该通告：

- 国家税务总局决定在全国免费推广应用电子口岸“出口退税子系统”出口退税数据下载软件，以减轻出口企业将出口报关单（出口退税专用联）数据手工录入到出口退税申报系统的负担，提高出口企业申报数据准确性，加快退税进度。
- 该通知同时对该下载软件的主要功能、系统上线时间及安排、出口企业联网应用出口报关单数据操作流程、出口企业应用数据完成退税申报操作流程以及软件升级技术支持等进行了具体规定。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://weihai.sd-n-tax.gov.cn/art/2011/8/30/art_38169_663938.html

● 中国電子検問所輸出払戻税データをオンラインで応用することについての通告

【発布機関】国家税務総局

【発布番号】国家税務総局通告 2011 年第 1 号

【発布日】2011-08-04

【概要】本通告によると、

- 国家税務総局は、輸出企業が輸出通関書類（輸出払戻税専用控）データを手作業で輸出払戻税申告システムに入力する手間を軽減し、輸出企業によるデータ申告の正確性と払戻のスピードを高めるために、全国において電子検問所「輸出税払戻サブシステム」の輸出払戻税データダウンロードソフトウェアを無償で普及させることを決定した。
- 同通知は、当該ダウンロードソフトウェアの主な機能、システムのオンライン接続時間及び手配、輸出企業が輸出通関書類データをオンラインで応用する操作の流れ、輸出企業がデータを応用し払戻税申告を完了させる操作の流れ及びソフトウェアバージョンアップ技術サポート等について具体的な規定を行っている。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://weihai.sd-n-tax.gov.cn/art/2011/8/30/art_38169_663938.html

● 关于房屋、土地权属由夫妻一方所有变更为夫妻双方共有契税政策的通知

【发布单位】财政部、国家税务总局

【发布文号】财税〔2011〕82 号

【发布日期】2011-08-31

【实施日期】2011-08-31

【内容提要】根据该通知：婚姻关系存续期间，房屋、土地权属原归夫妻一方所有，变更为夫妻双方共有的，免征契税。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2011-09/01/content_1938178.htm

● 夫婦どちらか一方が所有していた家屋、土地権利帰属を夫婦双方が共有する場合の不動産取得税政策についての通知

【発布機関】財政部、国家税務総局

【発布番号】财税〔2011〕82 号

【発布日】2011-08-31

【施行日】2011-08-31

【概要】本通知によると、婚姻関係の存続期間中に、もともと夫婦のいずれか一方が所有していた家屋、土地権利帰属を夫婦共有のものに変更する場合は、不動産取得税が免除となる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2011-09/01/content_1938178.htm

● 关于印发浦东新区促进商贸业发展财政扶持办法的通知（上海）

【发布单位】上海市浦东新区人民政府

【发布文号】浦府〔2011〕229 号

【发布日期】2011-08-29

【实施日期】2011-08-29

【内容提要】根据该通知：浦东新区对现有和新引进的贸易企业，经认定，根据企业对浦东新区的贡献程度，在一定年度内

● 浦東新区が商貿業務の発展を促進する財政補助弁法を印刷配布することについての通知（上海）

【発布機関】上海市浦東新区人民政府

【発布番号】浦府〔2011〕229 号

【発布日】2011-08-29

【施行日】2011-08-29

【概要】本通知によると、浦東新区は現有の及び新規誘致した貿易企業に対し、認定を通じて、企業の浦東新区での貢献具合に基

给予补贴。包括：营运中心等总部型贸易企业、开展国际贸易新型业务的企业、电子商务企业、国际知名品牌总经销（代理）商、大型商贸服务连锁经营企业总部等。

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.pudong.gov.cn/website/html/shpd/pudong_code_188681/Info/Detail_397645.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● [《刑事诉讼法修正案（草案）》公开征求意见](#)

日前，十一届全国人大常委会在中国人大网公布《[中华人民共和国刑事诉讼法修正案（草案）](#)》（含[修正前后对照表](#)）及[草案说明](#)，向社会公开征集意见（截止日期：2011年09月30日）。

修正案主要修改的内容包括：

完善证据制度	▪ 完善证据种类和证明标准、非法证据排除、证人鉴定人出庭、证人保护制度。
完善强制措施	▪ 完善逮捕条件、审查逮捕程序、监视居住措施、适当延长拘传时间。
完善辩护制度	▪ 规定在侦查阶段可以委托律师作为辩护人； ▪ 完善辩护律师会见在押的犯罪嫌疑人、被告人的规定，律师阅卷，法律援助制度。
完善侦查措施	▪ 明确技术侦查、秘密侦查措施，侦查监督规定。
完善审判程序	▪ 调整简易程序适用范围； ▪ 完善第一审、第二审程序； ▪ 完善死刑复核程序。
完善执行规定	▪ 完善暂予监外执行规定； ▪ 加强检察机关对刑罚执行活动的法律监督； ▪ 增加社区矫正规定。
规定特别程序	▪ 设置未成年人犯罪案件诉讼程序； ▪ 规定特定范围公诉案件的和解程序；

づき、一定年度内において補助金を与える。具体的には、運営センター等の本部型貿易企業、国際貿易新型業務を取扱う企業、電子商取引企業、国際的に有名なブランドの総取次販売（代理）店、大型商貿サービスチェーン経営企業本部等が含まれる。

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.pudong.gov.cn/website/html/shpd/pudong_code_188681/Info/Detail_397645.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● [「刑事诉讼法修正案（草案）」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、第十一期全国人民代表大会常務委員会が中国人大ウェブサイト上に「[中華人民共和國刑事訴訟法修正案（草案）](#)」（[改正前後の対照表を含む](#)）及び[草案の説明](#)を公表し、パブリックコメントを募集している（募集締切日：2011年9月30日）。

改正案での主な変更内容には以下のものが含まれる。

証拠制度の整備	▪ 証拠種類及び証明基準、不法な証拠の排除、証人鑑定人の出廷、証人保護制度を整備した。
強行措置の整備	▪ 逮捕条件、逮捕審査手順、居住監視措置を整備し、勾引時間を適度に延長した。
弁護制度の整備	▪ 捜査段階で弁護士に弁護人を依頼できることを規定し、 ▪ 弁護士である弁護人が拘禁中の犯罪容疑者、被告人と面会する規定、弁護士の資料閲覧、法的援助制度を整備した。
捜査措置の整備	▪ 科学捜査、秘密捜査措置、捜査監督規定を明確にした。
裁判手続の整備	▪ 簡易手続の適用範囲を調整し、 ▪ 第一審、第二審手順を整備し、 ▪ 死刑再審手順を整備した。
執行規定の整備	▪ 一時刑務所外の執行規定を整備し、 ▪ 検察機関による刑罰執行に対する法的監督を強化し、 ▪ コミュニティ内での更生規定を追加した。
特別手続の規定	▪ 未成年の犯罪案件訴訟手順を設置し、 ▪ 特定範囲の公訴案件の和解手順を規定し、

	- 規定犯罪嫌疑人、被告人逃匿、死亡案件違法所得の没収程序； - 規定對實施暴力行為的精神病人的強制醫療程序。
--	--

（摘自中国人大网，2011 年 08 月 30 日发布）

	- 犯罪容疑者、被告人が逃げ隠れし、死亡した案件の違法所得の没収手順を定め、 - 暴力行為を実施した精神病罹患者に対する強制医療手順を規定した。
--	---

（2011 年 8 月 30 日付の中国人大ウェブサイトより抜粋）

● 《商标法（修订草案）》公开征求意见

日前，国务院法制办公室公布《商标法（修订草案征求意见稿）》全文，并公开征求意见（截止日期为 2011 年 10 月 08 日）。修订内容包括：

增加可注册的标志类型	任何能够将自然人、法人或者其他组织的商品与他人的商品区别开的标志，包括文字、图形、字母、数字、三维标志、颜色和 声音 ，以及上述要素的组合，均可以作为商标申请注册。（允许注册“声音”，即音响商标）
增加电子注册方式	商标注册申请等有关文件，可以以纸质书面方式或者 电子方式 提出。
允许一标多类注册	商标注册申请人在不同类别的商品上申请注册同一商标的，应当按商品分类表提出注册申请。 （原来国内权利人只允许一标一类注册，多类商标注册不能合在一案）
改革异议程序	对初步审定的商标，异议主体限定为“在先权利人或者利害关系人”。 （原为“任何人”）
明确驰名商标被动认定个案处理原则	驰名商标应当在商标注册、评审、管理等行政处理程序和 商标民事纠纷诉讼程序 中，根据案件当事人的请求进行认定。
加大打击侵权行为力度	- 加重处罚力度，对 5 年内两次以上侵权的加重处罚。 - 提高法定赔偿上限，由现有的“50 万元以下”提高到“100 万元以下”。

（摘自中国政府法制信息网；2011 年 09 月 02 日发布）

● 「商標法（改正草案）」がパブリックコメントを募集する

先頃、國務院法制弁公室は「商標法（改正草案意見募集案）」の全文を公表し、且つパブリックコメントを募集した（募集締切日は 2011 年 10 月 8 日）。改正内容には以下の事項が含まれる。

登録可能なマークの分類を追加する	自然人、法人又はその他組織の商品と他人の商品を区別できるマークは、文字、図形、アルファベット、数字、立体マーク、色及び 音声 、及び上述の要素の組合せを含み、いずれも商標として登録出願できる。（「音声」、即ち音声認識技術商標の登録を認める）
電子登録方式を追加する	商標登録出願等の関係文書は、紙媒体方式又は 電子方式 により行うことができる。
1 つのマークの複数分類での登録を認める	商標登録出願者が異なる分類の商品上に同一商標の登録出願を行う場合、商品分類表に基づき登録出願を行わなければならない。 （従来は、国内権利者は 1 つのマークにつき 1 類の登録しか認めておらず、複数分類の商標登録は 1 つの案件として併せて出願することはできなかった）
異議申し立ての手順を改める	初歩的な査定を終えた商標については、異議申し立ての主体は「先使用権者又は利害関係者」に限定する。 （従来は「如何なる者」）
驰名商标の受動認定個別案件処理の原則を明確にする	驰名商标は、商標登録、査定、管理等の行政処理手続及び 商標民事紛争訴訟手続 の過程で、案件当事者の請求に基づき認定する。
権利侵害行為の取締りを強化する	- 処罰を重くし、5 年以内に権利侵害を 2 回以上行った場合、処罰を重くする。 - 法で定める賠償額の上限を引き上げ、現在の「50 万人民币元以下」から「100 万人民币元以下」に引き上げる。

（2011 年 9 月 2 日付の中国政府法制情報ウェブサイトより抜粋）

● “十二五”期间中国将加强治理危险废物污染

2011 年，中国连续发生多起危险废物非法转移倾倒事件。日前，环境保护部官员表示，“十二五”期间，中国将把危险废物作为污染防治工作的重要内容。具体措施包括：

- 严格新建项目环境准入。
环保部门在审批新、改、扩建设项目环评文件时，应特别注意审查危险废物的产生量和利用、处置去向。不符合要求的，不予审批。
- 加大危险废物环境监管。
- 加大处罚力度。
建立危险废物污染责任终身追究制，落实企业主体责任，加大对企业索赔、罚款和刑事处罚力度。

（摘自新华网；2011 年 09 月 01 日发布）

● 「第十二期五ヶ年計画」期間中に中国は危険廃棄物汚染の処理管理を強化する

2011 年に、中国では危険廃棄物不法投棄事件が連続して複数発生した。先頃、環境保護部の職員は、「第十二期五ヶ年計画」期間中に、中国は危険廃棄物を汚染防止処理作業の重要な事項とすると述べた。具体的な措置には以下のものが含まれる。

- 新築プロジェクトの環境許可を厳格にする。
環境保護部門は、プロジェクトの新築、改築、増築の環境評価文書を審査する際に、危険廃棄物の生産量及び利用、処理後の行き先を特に注意して審査しなければならない。要求に適合しない場合は、許可しない。
- 危険廃棄物の環境監督管理を強化する。
- 処罰を強化する。
危険廃棄物汚染責任の終身追及制度を制定し、企業主体责任を遂行し、企業に対する損害賠償、罰金及び刑事処分を強化する。

（2011 年 9 月 1 日付の新華ウェブサイトより抜粋）

● 上海市召开危险化学品安全监管会议（上海）

日前，上海市召开危险化学品安全监管会议。会上通报了《关于进一步加强本市危险化学品安全监管的工作方案》的主要内容和危险化学品安全监管工作情况。该工作方案提出 29 项措施，其中包括：

加强行业 总体安全 监管	▪ 严格经营、运输单位注册资金、区域、规模、人员等方面的限制措施； ▪ 实施严格的企业分类管理和总量控制，努力实现包括中心城区在内的重点区域危险化学品减量化、重点危险化学品动态安全管控。
加强生产、 储存环节 安全监管	▪ 2011 年内完成 76 家企业搬迁调整； ▪ 2012 年底完成上海市非工业园区内危险化学品生产、储存企业的布局调整工作。
加强经营 环节安全 监管	▪ 严格经营总量控制，新增单位严格落实禁、限、控要求，存量单位逐步引导退出； ▪ 剧毒、特定种类以及高毒农药经营严格受控； ▪ 加快专业集中交易市场的培养和扶植。
加强使用 环节安全 监管	▪ 对使用危险化学品从事生产且使用量达到一定规模的化工企业实施许可证制度。
加强运输 环节安全 监管	▪ 进一步规范上海市危险化学品运输车辆安全管理，确保 GPS 全部在线监控。

● 上海市は危険化学品安全監督管理會議が開催された(上海)

先頃、上海市が危険化学品安全監督管理會議を開催した。會議の席で、「上海市危険化学品安全監督管理を一層強化することについての作業方案」の主な内容及び危険化学品安全監督管理作業状況を報告した。当該作業方案では、29 項目の措置が打ち出され、その内、以下の内容が含まれる。

業種全体 の安全監 督管理を 強化する	▪ 経営、輸送機関の登録資本金、区域、規模、人員等の方での制限措置を厳格化する。 ▪ 厳格な企業分類管理及び総量制御を実施し、市街区を含む重点区域の危険化学品の減量化、重点危険化学品の動態安全管理制御の実現に努める。
生産、保 管段階で の安全監 督管理を 強化する	▪ 2011 年内に 76 社の企業の移転調整を完成させる。 ▪ 2012 年末までに上海市非工業園区内の危険化学品の生産、保管企業の配置調整作業を完了させる。
経営段階 での安全 監督管理 を強化する	▪ 経営総量抑制を厳格化し、新たに追加した企業は、禁止、制限、制御の要求を厳格に遂行し、現存企業は徐々に撤退するよう導く。 ▪ 劇毒、特定種類及び毒性の高い農薬の取扱は、厳しい統制を受ける。 ▪ 専門の集中取引市場の育成と助成を加速する。
使用段階 での安全 監督管理 を強化する	▪ 危険化学品を使用して生産を行い、且つ使用量が一定規模に達した化学工業企業に対し、許可証制度を実施する。
輸送段階 での安全 監督管理 を強化する	▪ 上海市危険化学品輸送車両の安全管理を一層規範化し、GPS 全てのオンラインモニタリングが確実に保証する。

其他	- 加强处置环节安全监管； - 加强危险化学品应急管理。
----	---

（摘自上海市安全生产监督管理局网站；2011 年 08 月 18 日发布）

その他	- 処理段階での安全監督管理を強化する。 - 危険化学品の緊急管理を強化する。
-----	--

（2011 年 8 月 18 日付の上海市安全生産監督管理局ウェブサイトより抜粋）

● 简析价格违法行为

2011 年 07 月 04 日,上海市物价局发布了《上海市物价局办理价格举报工作规则（试行）》，其中第 3 条列举了可以举报的 13 种价格违法行为。本文结合《中华人民共和国价格法》、《价格违法行为行政处罚规定》，对该 13 种价格违法行为及其处罚措施做简要的分析。

根据上述法律规定，价格违法行为及其处罚措施可总结归纳如下：

【○：适用该处罚措施；◎：情节严重的，由价格主管部门选择性适用“停业整顿”或者“吊销执照”（个别情形例外）；×：不适用该处罚措施；—：适用其他法律规定或者暂无明确法律规定。】

价格违法行为		1、相互串通，操纵市场价格，损害其他经营者或者消费者合法权益的行为		
		造成商品价格上涨的	没有造成价格上涨的	行业协会或者其他单位
处罚措施	责令改正	○	○	×
	没收违法所得	○	○	×
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，10 万元（单位：人民币；下同）以上 100 万元以下；③情节较重的，100 万元以上 500 万元以下	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，10 万元以上 100 万元以下	50 万元以下
	停业整顿	◎	◎	×
	吊销执照	◎	◎	◎
简要分析		- 价格主管部门比较关注的价格违法行为。 - “相互串通”包括经营者之间或者通过行业协会、中介组织以协议、决议、会议纪要、协调、口头约定等方式合谋涨价。在“相互串通”		

● 価格違法行為についての簡潔な分析

2011 年 7 月 4 日に、上海市物価局は「上海市物価局による価格告発取扱作業規則（試行）」を發布し、そのうちの第 3 条では告発可能な 13 通りの価格違法行為を列挙している。本文では「中華人民共和国価格法」、「価格違法行為行政処罰規定」とあわせ、これら 13 通りの価格違法行為及びその処罰措置について簡潔に分析する。

前述の法律の規定によると、価格違法行為及びその処罰措置は以下の通りまとめることができる。

【○：当該処罰措置を適用する。◎：情状が深刻な場合、価格主管部門が「事業休止・廃統合」又は「営業許可証の没収」を選択し適用する（個別の状況により例外とする）。×：当該処罰措置を適用しない。—：その他法律の規定を適用するか又は明確な法律規定は当らない。】

価格違法行為		1、互いに結託し、市場価格を操作し、その他事業者又は消費者の適法な權益を損なう行為		
		商品価格を大幅に上昇させることになった	価格が大幅に上昇することとはなかった	産業協会又はその他組織
処罰措置	是正の命令	○	○	×
	違法所得の没収	○	○	×
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、10 万人民币元以上 100 万人民币元以下。③情状が深刻な場合は、100 万人民币元以上 500 万人民币元以下。	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、10 万人民币元以上 100 万人民币元以下。	50 万人民币元以下。
	事業休止・廃統合	◎	◎	×
	営業許可証の没収	◎	◎	◎
簡潔な分析		- 価格主管部門が比較的關心をもっている価格違法行為である。 - 「結託」には、事業者どうし又は産業協会、仲介組織が協定、決議、議事録、協調、口約束等の方式をもって値上げを共謀することを含む。「結託」の認定に		

	的认定上，价格主管部门具有一定裁量权。 – 不仅一般经营者，行业协会也有可能成为该价格违法行为的被处罚对象。 – “停业整顿”和“吊销执照”适用于“情节严重”的价格违法行为（本文下同）。
--	---

	において、価格主管部門には一定の裁量権がある。 – 一般事業者に限らず、産業協会もまた当該価格違法行為の処罰対象となり得る。 – 「事業休止・廃統合」及び「営業許可証の没収」は「情状が深刻な」価格違法行為に適用される（本文、以下同じ）。
--	--

价格违法行为		2、为了排挤竞争对手或者独占市场，以低于成本的价格倾销，扰乱正常的生产经营秩序，损害国家利益或者其他经营者的合法权益的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，10 万元以上 100 万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	◎
简要分析		– “成本”是指“生产成本”和“经营成本”。“生产成本”包括制造成本和由管理费用、财务费用、销售费用构成的期间费用。“经营成本”包括购进商品进货成本和由经营费用、管理费用、财务费用构成的流通费用。 – 如果该经营者具有市场支配地位，有可能构成《反垄断法》第 17 条中“滥用市场支配地位的行为”，可依照《反垄断法》进行处罚。

価格違法行為		2、競争相手を排除し又は市場を独占するために、コストを下回る価格にて不当販売し、正常な生産経営秩序を乱し、国の利益又はその他事業者の適法な權益を損なう行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、10 万人民元以上 100 万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	◎
簡潔な分析		– 「コスト」とは、「生産コスト」と「運営コスト」をいう。「生産コスト」には製造コストと管理費用、財務費用、販売費用からなる期間費用が含まれる。「運営コスト」には商品購入の仕入コストと運営費用、管理費用、財務費用からなる流通費用が含まれる。 – 当該事業者が市場の支配的地位を有する場合、「独占禁止法」第 17 条にいう「市場支配的地位を濫用する行為」を構成するおそれがあり、「独占禁止法」に照らして処罰することが可能である。

价格违法行为		3、提供相同商品或者服务，对具有同等交易条件的其他经营者实行价格歧视的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，10 万元以上 100 万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	◎
简要分析		– 如果该经营者具有市场支配地位，

価格違法行為		3、同一の商品又は役務を提供し、同等の取引条件を有するその他事業者に対し価格差別を行う行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、10 万人民元以上 100 万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	◎
簡潔な		– 当該事業者が市場の支配的地位を有

	有可能构成《反垄断法》第 17 条中“滥用市场支配地位的行为”，可依照《反垄断法》进行处罚。
--	--

分析	する場合、「 独占禁止法 」第 17 条にいう「市場支配的地位を濫用する行為」を構成するおそれがあり、「 独占禁止法 」に照らして処罰することが可能である。
----	--

价格违法行为		4、捏造、散布涨价信息，囤积商品，哄抬价格，推动商品价格过高上涨的行为	
		一般经营者	行业协会或者为商品交易提供服务的单位
处罚措施	责令改正	○	×
	没收违法所得	○	×
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，5 万元以上 50 万元以下；③情节较重的，50 万元以上 300 万元以下	50 万元以下
	停业整顿	◎	×
	吊销执照	◎	◎
简要分析		- 价格主管部门比较关注的价格违法行为。 - 需要注意与“相互串通，操纵市场价格”的区别。“捏造、散布涨价信息”，通常具有向外界散布涨价信息的情节；“相互串通”，并不要求向外界散布涨价信息。 - 违法的“散布信息”和合法的“向外界发布涨价信息”的根本区别通常在于是否“扰乱市场秩序”。 - 不仅一般经营者，行业协会也有可能成为该价格违法行为的被处罚对象。	

価格違法行為		4、値上がり情報を捏造し、流布し、商品を買占めし、価格を吊り上げ、商品価格の高騰を促進させる行為	
		一般事業者	産業協会又は商品取引のために役務を提供する組織
処罰措置	是正の命令	○	×
	違法所得の没収	○	×
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、5 万人民元以上 50 万人民元以下。③情状が深刻な場合は、50 万人民元以上 300 万人民元以下。	50 万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎	×
	営業許可証の没収	◎	◎
簡潔な分析		- 価格主管部門が比較的関心をもっている価格違法行為である。 「互いに結託し、市場価格を操作することの違いに注意する必要がある。「値上がり情報を捏造し、流布する」とは、通常、外部に値上がり情報を流布するという情状があるが、「結託」では、外部に値上がり情報を流布するとは限らない。 - 違法な「情報の流布」と適法な「外部への値上がり情報の配布」の根本的な違いは通常「市場の秩序を乱す」かどうかにある。 - 一般事業者に限らず、産業協会も当該価格違法行為の処罰対象となり得る。	

价格违法行为		5、利用虚假的或者使人误解的价格手段，诱骗消费者或者其他经营者与其进行交易的行为	
		一般经营者	行业协会或者为商品交易提供服务的单位
处罚措施	责令改正	○	
	没收违法所得	○	
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，5 万元以上 50 万元以下	
	停业整顿	◎	

価格違法行為		5、虚偽の又は誤解を与える価格手段を利用し、消費者又はその他事業者を欺き自己と取引を行うよう仕向ける行為	
		一般事業者	産業協会又は商品取引のために役務を提供する組織
処罰措置	是正の命令	○	
	違法所得の没収	○	
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、5 万人民元以上 50 万人民元以下。	
	事業休止・廃統合	◎	

	吊销 执照	◎
简要分析	- 价格主管部门比较关注的价格违法行为。 - 例如：“先提高价格再打折”、“使用两种标价签，以低价招徕顾客并以高价进行结算”、“虚构原价，虚构降价原因，虚假优惠折价，谎称降价或者将要提价”，等等。	

	營業許可証の 没収	◎
簡潔な 分析	- 価格主管部門が比較的関心をもっている価格違法行為である。 - 例：「先に価格を引き上げた後で割引する」、「2通りの値札を使用し、低価格で顧客を招き寄せ、高値で決済する」、「原価を作りあげ、値下げの原因を作りあげ、見せ掛けの優遇割引をし、値下げ又は値上がりをする」等。	

价格违法 行为	6、采取抬高等级或者压低等级等手段收购、销售商品或者提供服务，变相提高或者压低价格的行为	
处 罰 措 施	责令 改正	○
	没收违 法所得	○
	罚款	①违法所得 5 倍以下；②没有违法所得的，2 万元以上 20 万元以下
	停业 整顿	◎
	吊销 执照	◎
简要分析	实践中，被处罚的案例尚不多见。	

価格違法 行為	6、等級を引き上げ又は等級を低く抑える等の手段を講じて商品を買付け、販売し又は役務を提供し、価格を実質的に引き上げ又は引き下げる行為	
処 罰 措 置	是正の 命令	○
	違法所 得の没 収	○
	罰金	①違法所得の 5 倍以下。②違法所得がない場合は、2 万人民元以上 20 万人民元以下。
	事業休 止・廃 統合	◎
	營業許可証の 没収	◎
簡潔な 分析	実践において、処罰される事例はそれほど多くはない。	

价格违法 行为	7、违反法律、法规的规定牟取暴利的行为	
处 罰 措 施	责令 改正	○
	没收违 法所得	○
	罚款	可以处以罚款，罚款数额为违法所得 5 倍以下
	停业 整顿	◎
	吊销 执照	◎
简要分析	- 根据《<u>制止牟取暴利的暂行规定</u>》，“暴利”是指某一商品或者服务的价格水平、差价率或利润率超过同一地区、同一期间、同一档次、同种商品或者服务的市场平均水平的合理幅度。 - 如果较高的利润率是通过“改善经营管理，运用新技术，降低成本，提高效益”而获得的，则不属于牟取暴利。 - 实践中，很难对“暴利”做明确确认	

価格違法 行為	7、法律、法規の規定に違反し暴利を貪る行為	
処 罰 措 置	是正の 命令	○
	違法所 得の没 収	○
	罰金	罰金を科することができ、罰金額は違法所得の 5 倍以下。
	事業休 止・廃 統合	◎
	營業許可証の 没収	◎
簡潔な 分析	「<u>暴利貪り制止暫定規定</u>」によると、「暴利」とはある 1 つの商品又は役務の価格水準、価格差率又は利益率が同一地区、同一期間、同一ランク、同品目の商品又は役務の市場平均水準の合理的な幅を超えることをいう。 - 高い利益率が「事業管理の改善、新技術の運用、コストの引下げ、効果の向上」を通して獲得したものである場合、暴利の貪りには該当しない。 - 実践においては、「暴利」について明確	

	定，被处罚的案例并不多见。
--	---------------

	な認定を行うことは難しく、処罰される事例は多くはない。
--	-----------------------------

价格违法行为		8、不执行政府指导价、政府定价的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得5倍以下；②没有违法所得的，5万元以上50万元以下；③情节较重的，50万元以上200万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	×
简要分析		- 实施政府指导价、政府定价的商品主要有：重要农产品、能源产品、重要药品、水电煤等公共事业产品，等等。

価格違反行為		8、政府の指導価格、政府の定めた価格を実施しない行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の5倍以下。②違法所得がない場合は、5万人民元以上50万人民元以下。③情状が深刻な場合は、50万人民元以上200万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析		- 政府指導価格、政府の定めた価格を実施する商品は主に次のものである。重要な農産物、エネルギー製品、重要な薬品、水道・電気・ガス等の公共事業製品など。

价格违法行为		9、不执行法定的价格干预措施、紧急措施的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○
	罚款	①违法所得5倍以下；②没有违法所得的，10万元以上100万元以下；③情节较重的，100万元以上500万元以下
	停业整顿	◎
	吊销执照	×
简要分析		- 根据《 非常时期落实价格干预措施和紧急措施暂行办法 》，价格干预措施包括限定差价率或者利润率、规定限价、实行提价申报制度和调价备案制度。价格紧急措施包括临时集中定价权限、部分或者全面冻结价格。

価格違反行為		9、法で定めた価格介入措置、緊急措置を実施しない行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○
	罰金	①違法所得の5倍以下。②違法所得がない場合は、10万人民元以上100万人民元以下。③情状が深刻な場合は、100万人民元以上500万人民元以下。
	事業休止・廃統合	◎
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析		- 「 非常時に価格介入措置及び緊急措置を実施する暫定弁法 」によると、価格介入措置には価格差率又は利益率の限定、限界価格の規定、値上げ申告制度及び価格調整届出制度の実施が含まれる。価格緊急措置には、価格決定権の一時的な集中、価格の一部又は全面凍結を含む。

价格违法行为		10、违反明码标价规定的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	○

価格違反行為		10、正札価格表示規定に違反する行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	○

	罚款	可以处以罚款，罚款数额为 5000 元以下
	停业整顿	×
	吊销执照	×
简要分析		从被处罚的案例来看，主要处罚对象是直接面对消费者的服务行业、零售行业、房地产企业，等。

	罰金	罰金を科することができ、罰金額は 5000 人民元以下。
	事業休止・廃統合	×
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析		処罰された事例を見ると、主な処罰対象は直接に消費者と向き合うサービス業界、小売業界、不動産企業などである。

价格违法行为		11、违反行政事业性收费管理规定的行为
处罚措施	责令改正	—
	没收违法所得	—
	罚款	—
	停业整顿	—
	吊销执照	—
简要分析		该等案件由价格主管部门受理，但是按照《信访条例》处理。

価格違法行為		11、行政事業料金管理規定に違反する行為
処罰措置	是正の命令	—
	違法所得の没収	—
	罰金	—
	事業休止・廃統合	—
	営業許可証の没収	—
簡潔な分析		これら案件は価格主管部門が受理するが、「陳情条例」に基づき処理する。

价格违法行为		12、在接受价格监督检查时提供虚假资料的行为
处罚措施	责令改正	○
	没收违法所得	×
	罚款	可以处以罚款，罚款数额为 10 万元以下
	停业整顿	×
	吊销执照	×
简要分析		属于新增加的处罚行为。

価格違法行為		12、価格監督検査を受ける際に虚偽の資料を提供する行為
処罰措置	是正の命令	○
	違法所得の没収	×
	罰金	罰金を科することができ、罰金額は 10 万人民元以下。
	事業休止・廃統合	×
	営業許可証の没収	×
簡潔な分析		新たに追加する処罰行為に該当する。

价格违法行为		13、应当由价格主管部门受理的其他价格违法行为
处罚措施	责令改正	—
	没收违法所得	—
	罚款	—
	停业整顿	—

価格違法行為		13、価格主管部門が受理すべきその他価格違法行為
処罰措置	是正の命令	—
	違法所得の没収	—
	罰金	—
	事業休止・廃統合	—

	吊销 执照	—
简要分析		属于兜底条款，除前述 12 种价格违法行为之外，目前尚未有其他典型的价格违法行为。

目前，由于中国的 CPI 增长过快，通货膨胀压力较大，政府主管部门对“价格”信息比较敏感，对价格违法行为处罚力度逐步加大。对于企业而言（尤其是与食品、日用品等有关的企业），一方面，应控制涨价幅度和频率，合理涨价；另一方面，应注意收集、研读政府主管部门的价格管理信息，避免在“价格敏感期”实施涨价。此外，还需要遵守[《价格违法行为行政处罚规定》](#)的其他规定，尽量避免出现低价倾销、价格欺诈等不当行为。

（里兆律师事务所 2011 年 09 月 02 日整理编写）

	營業許 可証の 没収	—
簡潔な 分析		— 包括条項に該当し、前述の 12 通りの価格違法行為のほか、現時点ではその他の典型的な価格違法行為はまだない。

現在、中国の消費者物価指数は急速に上昇しており、インフレ圧力は強く、政府主管部門は「価格」情報に非常に敏感になっており、価格違法行為に対する処罰は徐々に厳しくなっている。企業（とりわけ食品、日用品等に関係する企業）にとっては、値上幅と値上げの頻度を抑制し、合理的に値上げをしなければならない一方で、政府主管部門の価格管理情報を注意して収集し、正確に見極めることで、「価格の敏感な期間」中の値上げを回避すべきである。また、[「価格違法行為行政処罰規定」](#)のその他規定遵守し、安値不当廉売、価格詐欺等の不当行為がなるべく生じてしまわないようにする必要もある。

（里兆法律事務所が 2011 年 9 月 2 日付で作成）